

○宇都宮大学研究補助員実施要領

(学長裁定 平成27年5月15日)

改正 令和2年3月4日 令和6年1月24日
令和6年3月25日 令和7年3月26日

(目的)

第1条 この要領は、宇都宮大学(以下「本学」という。)において、男女共同参画を推進するために、出産・育児又は介護等に携わる研究者(以下「研究者」という。)の研究活動を補助する者を研究補助員として従事させ、研究環境の充実を図ることを目的とする。

(職務)

第2条 研究補助員は、研究者の監督・指示の下、次の研究補助業務を行うものとする。

- (1) 研究活動に必要な実験補助
- (2) 研究データの解析
- (3) 統計処理
- (4) 文献調査
- (5) 発表資料作成
- (6) その他必要な補助業務

(資格)

第3条 研究補助員になることができる者は、学部生、学部卒業生、大学院生又は大学院修了者(常勤的な職に就いている者を除く)とする。

(募集及び選考)

第4条 研究補助員候補者の募集及び選考は、男女共同参画推進室において行う。

(身分)

第5条 研究補助員の身分は、パートタイム職員とする。

(労働条件)

第6条 研究補助員の雇用期間は、採用日の属する会計年度を超えないものとする。ただし、最初の採用日から通算5年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2 研究補助員の労働条件でこの要領に定めのない事項については、国立大学法人宇都宮大学非常勤職員(パートタイム職員)就業規則(以下「就業規則」という。)によるものとする。

(労働時間)

第7条 研究補助員の労働時間は、1日6時間以内、週20時間以内とする。

- 2 研究補助員となる者が本学に在籍する学部生又は大学院生の場合は、当該学生への研究指導、授業等に支障が生じないように配慮する。
- 3 研究補助員となる者が本学に在籍する大学院生で、TA又はRAとして雇用されている場合は、研究補助員との労働時間の合計を週30時間以内とする。

(通勤手当)

第8条 通勤手当は、学部卒業生及び大学院修了者に対し、就業規則第20条ただし書きに基づき、旅費により支給する。

(報告)

第9条 研究者は、研究補助員の雇用期間終了後速やかに所定の様式により男女共同参画推進室に報告しなければならない。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、研究補助員に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年5月15日から施行する。

附 則(令和2年3月4日)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和6年1月24日)

この要領は、令和6年1月24日から施行する。

附 則(令和6年3月25日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月26日)

この要領は、令和7年4月1日から施行する。